

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期の予防接種の機会を逸した方への接種機会の確保（接種の特例）について

2013年（平成25年）1月30日から特別の事情によって定期の予防接種（インフルエンザを除く。）を受けることができなかった場合、その事情がなくなった日から2年間は、特例として定期予防接種を受けることができるようになりました。（※ただし、年齢上限は次のとおり）

該当すると思われる場合は、事前手続きが必要ですので市又は接種医等にご相談ください。

【特別の事情（厚生労働省令）】

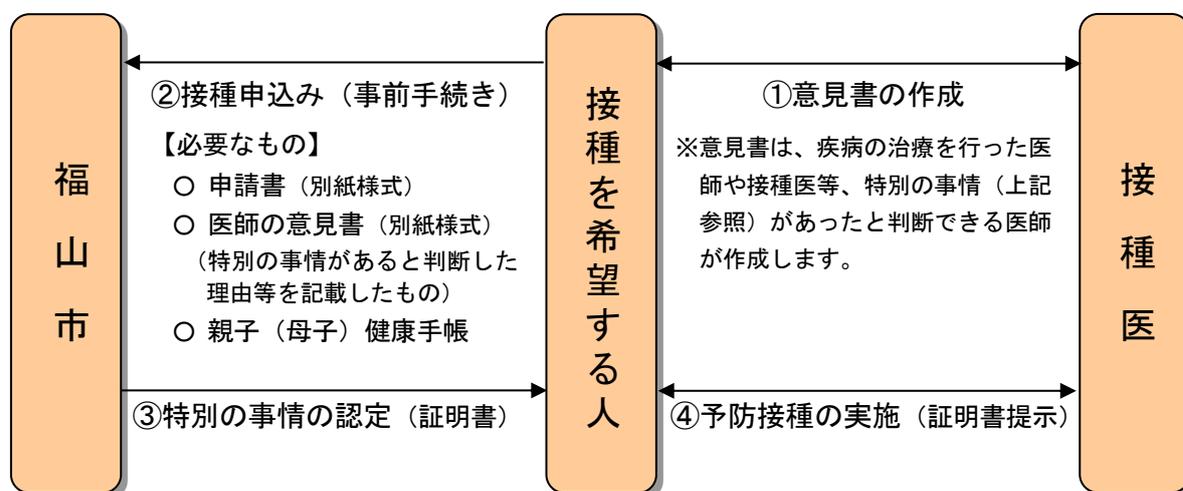
- ① 免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病、又は免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病等、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことにより、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合（疾病例は、別表のとおり）
- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたことにより、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合
- ③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められる場合

（医師が作成する意見書や接種歴等により総合的に判断します。）

【※特例として接種ができる年齢に上限がある予防接種】

種別	上限の年齢
5種混合予防接種	15歳に達するまでの間
BCG予防接種	4歳に達するまでの間
ヒブ予防接種	10歳に達するまでの間
小児用肺炎球菌予防接種	6歳に達するまでの間

【特例として接種を受けるための手続き】



【問い合わせ先】

福山市保健所保健予防課 TEL（084）928-1127